

第12回
環境社会配慮ガイドライン改定に関する
諮問委員会

日時 2021年10月27日（水）14:00～16:47

場所 JICA本部 2階229会議室およびオンライン会議

（独）国際協力機構

諮問委員

織田 由紀子	JAWW（日本女性監視機構） 副代表
角田 崇成※	外務省 国際協力局 事業管理室 室長
木口 由香	特定非営利活動法人 メコン・ウォッチ 事務局長／理事
黒木 浩則	株式会社 オリエンタルコンサルタンツグローバル 道路交通事業部道路計画部 次長
小林 和雄	財務省 国際局開発政策課 開発企画官
柴谷 昌宏	経済産業省 貿易経済協力局 通商金融課 資金協力室 通商金融調整官
杉田 哲哉	三菱商事株式会社 地域開発部 経済協力チーム チームリーダー
杉本 留三	環境省 地球環境局国際連携課 国際協力・環境インフラ戦略室 室長
鈴木 克徳	特定非営利活動法人 持続可能な開発のための教育推進会議（ESD-J）理事
田辺 有輝	特定非営利活動法人 「環境・持続社会」研究センター （JACSES）プログラム・ディレクター
原嶋 洋平※	拓殖大学 国際学部 教授
日比 保史	一般社団法人 コンサベーション・インターナショナル・ジャパン代表理事
三宅 且仁	一般社団法人 海外建設協会（OCAJI） 常務理事
持田 憲一	三井物産株式会社 プロジェクト本部 本部長補佐

（敬称略、五十音順） ※会議室参加

JICA

安藤 直樹	企画部 部長
柿岡 直樹	企画部 参事役
大竹 智治	審査部 部長
馬杉 学治	審査部 次長
加藤 健	審査部 環境社会配慮審査課 課長
小島 岳晴	審査部 環境社会配慮監理課 課長
安元 彩佳	審査部 環境社会配慮審査課兼監理課
加藤 めぐみ	審査部 環境社会配慮監理課

傍聴発言者

波多江 秀枝	国際環境 NGO FoE Japan
村山 武彦	東京工業大学

○柿岡 お待たせいたしました。JICA事務局の柿岡と申します。時間となりましたので、第12回JICA環境社会配慮ガイドライン改定に関する諮問委員会、始めさせていただきたいと思っております。

お忙しい中、本日もご参加いただきまして、ありがとうございます。

諮問委員の皆様、毎回同様の会議運営のご依頼となります。本会議におきましては逐語で議事録を取りますので、ご発言の際には挙手をいただくとともに、発言前にお名前をお願いできると幸いです。

今回も前回に続きましてオンライン傍聴を試行導入しております。そのため、傍聴者の皆様に前回同様、ご依頼事項がございます。

座長から傍聴者の発言を問われた場合、挙手ボタンで発言の意思表示をお願い申し上げます。発言は座長の指名があつてから、逐語議事録を踏まえ、発言前に所属先、お名前をお願いいたします。チャットでの質問・発言は不可にてお願い申し上げます。傍聴者多数の場合、委員の発言優先、傍聴者は希望者全員の発言を受け付けられない可能性がありますので、ご了承ください。なるべく多くの方に意見を伺えるよう、発言のポイントを絞って短めにお願い申し上げます。会議の録画や録音も禁止させていただきます。それから、進行の妨げになる場合には退室の可能性がありますので、この点も改めてお含みおきください。

それでは、私から連絡事項は以上となります。

原嶋座長、よろしくお願いいたします。

○原嶋座長 音声入っていますでしょうか。改めまして、原嶋でございます。

それでは、第12回のJICA環境社会配慮ガイドラインの改定に関する諮問委員会、開催させていただきます。よろしくお願いいたします。

本日、私のほうに承知している範囲では、委員のうち山谷委員があいにくご欠席でございますけれども、その他の委員の皆様には、私と角田委員は会議室から、そのほかの委員の皆様にはオンラインでご参加というふうに承っております。よろしくお願いいたします。

併せて、今承知している範囲では5名の方が傍聴者という形で、オンラインでご参加いただいております。よろしくお願いいたします。

それでは、今お手元に資料が届いていると思います。議事次第に従いまして進めさせていただきます。

まず、前回の振り返りということで、事務局よりよろしくお願いいたします。

○安元 審査部の安元でございます。

前回の振り返りといたしまして、第11回諮問委員会は9月28日に開催しております。このときは、いただいたパブリックコメントへの回答といたしまして、ガイドラインは268点、異議申立要綱については54点のパブリックコメントに対する回答をご提示しております。併せて、約20名のNGOや大学等からの傍聴者の方もご参加いただき、その場で質疑応答も行っております。前回積み残しがあった事項につきましては、本日ご説明の予定となっております。

以上です。

○原嶋座長 原嶋でございます。どうもありがとうございました。

それでは、議題次第に従って進めさせていただきます。

そもそも第1回の委員会で確認をさせていただいておりますけれども、本委員会ではJICAの環境社会配慮ガイドラインおよび異議申立要綱の改定の案について成果を得るということで、これまで進めてまいりました。それに基づきまして、11回にわたる議論およびパブリックコメントを頂戴して、そういったものを今ガイドラインおよび異議申立要綱の改定案という形でお示ししておりますので、その内容についてこの後説明をして、取りまとめに進めさせていただきたいというふうと考えております。よろしく願い申し上げます。

それでは、2番目の議題になりますけれども、環境社会配慮ガイドラインの改定案の説明ということで、前回の宿題を中心にご説明をお願いします。

○加藤 JICA審査部の加藤です。

お手元にお送りしております資料、1/89ページからご説明をさせていただきたいと思います。

前回、第11回諮問委員会におきましては、ガイドラインについて受領しました268件のパブリックコメントにつきまして、その回答案を共有、議論させていただいたところです。本日お手元に配付しておりますガイドラインの改定案につきましては、パブリックコメントの回答案において記載しましたガイドラインの修正案について、下線で反映をしております。その点をまずご説明申し上げたいと思います。

改定案の1ページ目、資料では1/89ページ目ですけれども、気候変動のところ、5ポツにおいてIPCCに関する記述を下線のとおり追記しております。

また、環境アセスメント、8ポツにおいては、環境社会配慮の制度の策定・公開、運用、その記載振りの変更を反映しているところです。

続いて、3ページ目に参りますけれども、3/89ページ目です。理念において7ポツのところ、「女性ほか社会的に脆弱な立場にある地域住民」というような形で、「ほか」という包含された記載、また、「ステークホルダーの参画を確保するとともに」という並列の記載に修正をしております。

また、4/89ページ目に参りますと、1.3の定義のところにおいて、なお書きで説明を加えております。

また、5ページ目、5/89に参りますと、ガイドラインの全体の枠組みの中のローマ数字Ⅱとローマ数字Ⅲが何を指すかを明記するようご指摘をいただいておりますので、それぞれ表題を明記をしております。

また、続いて7ページ目でございます。7/89ページ目、2.3の環境社会配慮の項目につきまして、いくつか下線部のところ、環境社会影響という記載や、スコーピングにより必要な項目に絞り込む、そういったところの記載字の修正をしております。

続いて、8ページ目、8/89ページ目、2.6の参照する法令と基準の部分でございますけれども、世銀の環境社会配慮ポリシーと大きな乖離がないことを確認するということに、「プロジェクトの環境社会配慮が大きな乖離がないことを確認する」という記載に修正をしております。

また、同じページの2.8、JICAの意思決定のところ、環境と社会の「社会」のほうに記載が抜けておりましたので、追記をしております。

引き続き、11/89ページでございます。ここはカテゴリAプロジェクトのアセスメント報告書の公開に関するところでございます。ここは前回の諮問委員会で議論になったところでございます、

公開された環境アセスメント報告書が、承認担当省庁による承認前の場合に、承認済みの報告書について、合意文書締結までに確認を行うのかどうかといった議論が為されたところでございます。下線の部分につきましては、パブリックコメント募集時に提示したガイドラインの改定案をより精緻な記載ぶりとするための修正ですので、趣旨はこれまでの改定案と変わりません。前回議論になった点につきましては、FAQとして盛り込んでおりますので、追ってFAQの部分でご説明を申し上げたいと思います。

続きまして、12ページ目でございます。3.2.2のモニタリングおよびモニタリング結果の確認のところに、8番ですけれども、「更新された住民移転計画」という記載で、意味が正しく伝わるように書いています。

続いて、14ページ目、14/89、ミティゲーション・ヒエラルキーの順番に合わせて、回避、最小化、軽減、緩和という記載を正しく直しております。

続いて、16/89ページ目、生物多様性のところですが、1ポツのところ、重要な自然生息地という記載を「重要な生息地」と修正するのとともに、違法伐採に関する2ポツの記載について、適切な記載に変えております。

17ページ目、17/89ページ目、先住民族の3ポツのところですが、配布資料では修正反映が抜けてしまいましたが、1番上のところに、「協議に際しては、当該先住民族が理解できる言語と様式による説明が行われていることが望ましい」という記載があります。この「望ましい」という記載を、「行われるものとする」という記載に変える旨、回答案でも前回申し上げておりますので、ここについては和英ともに修正をしまして、また追ってメールでお流しをしたいと思います。申しわけありません。

引き続き、19ページ目でございます。19/89で、協議のところに、非政府組織、NGOの書きぶり、また、注書きのところに環境社会ポリシーの書きぶりを修正をしています。

続いて、21ページ目でございます。21/89、別紙4のスクリーニングですが、そのステークホルダーに関する2-4の確認内容のところに追記を行っております。

また、23/89、この確認項目につきましても、生物多様性と社会的弱者のところを修正しております。社会的弱者については、より細かく確認ができるように修正しております。

続いて、その次のページの24/89、別紙5の現地ステークホルダーの協議について、大幅に拡充した部分でございますけれども、「意味ある協議」の5ポツに、ご指摘をいただいております協議記録について、参加者の性別等の属性を含む協議記録の作成を盛り込んでございます。

続いて、25ページ目、チェックリストの大きな項目でございますけれども、そこに許認可・協議のところに「協議」というものを加えているところでございます。

また、別紙7、26/89ですが、騒音・振動を注書きのところに追記をしております。

続いて、27ページ以降は、以上の和文の修正に合わせて、英文に同じく下線部で反映をしております。また、英語の書きぶりについて指摘を受けたところについても、反映をしております。説明は割愛をいたしますけれども、そのような形で対応しております。

この中の45/89のところ、環境アセスメント報告書に関する記載ぶりの変更を行っておりますが、下線が抜けてしまって恐縮ですが、そこも和文と合わせて修正をしておりますので、よろしく申し上げます。

続きまして、76/89以降でございます。

こちらは、諮問委員会で議論になったFAQをここで抽出をして一覧として提示しております。前回の諮問委員会の後に鈴木委員からメールで諮問委員の皆様にも共有がされておりますけれども、FAQの最新の内容の提示の求めがありましたので、改めて整理して配付をいたしております。これらの点は、諮問委員会で既にガイドラインの改定と併せて突っ込んだ議論を行っていただいております、その議論に基づいて、JICAの対応としてFAQに落とし込むものとして取り扱った点について、全て一覧として列挙をしているところです。

また、鈴木委員からは同じメールで、FAQの中にはガイドラインの一部と考えるても良いような重要な事項もあれば、実務的・日常的な解釈事項も含まれているということで、特に重要な事項の見直しについては、透明性、説明責任の確保の観点から、助言委員会のような第三者に諮ること、そういったことをFAQで明記するか考えてほしいということで、ご意見をいただいております。

この点につきましては、ガイドラインの2.10にガイドラインの適用と見直しという項目がございます。そこでは、本ガイドラインの運用実態について確認を行い、関係者の意見を聞きつつ、5年以内の運用面の見直しを行うとしております。既にこのような形でガイドラインで「関係者の意見を聞きつつ」と明記をしております、ご指摘の点は、これをもって十分に対応していると考えております。

実際には現行ガイドラインの運用面の見直しを5年ほど前に行いましたが、その際にも助言委員の意見を得て、FAQ含めた運用見直しを行っております。こうした対応で十分に透明性と説明責任を果たす対応ができていると思っておりますので、ご了承をいただければと考えております。

それでは、FAQの一覧の説明に戻りますと、一覧の最初を見ていただきますと、例えばガイドライン1.7において、ガイドラインの対象とする協力事業ということが列挙されていますが、5)に「これに類する事業や関連する調査」というのが記載されているけれども、何を指すかという質問に対して、この質問に答える形で回答を明記をしております。

また、二つ目もご覧いただきますと、協調融資におけるコモンアプローチの扱い、また、次のページ以降では、エンジニアリング・サービス借款供与中の物理的準備工事が行われる場合の環境社会配慮について記載していますが、そういったところは、諮問委員会の場でご了解いただいた対応について、FAQの回答として列挙しているところでございます。

こうした中で、先ほどガイドラインの改定文案のところを追ってご説明すると申し上げた点ですが、81/89をご覧いただければと思っております。

環境アセスメント報告書の承認の確認タイミングについて質問をする形にしておりまして、それに対する回答として、カテゴリAプロジェクトについて、JICAは環境アセスメント報告書が相手国の承認担当省庁に承認されたことを確認しますが、原則として合意文書締結前にこれを行いますという回答にしております。そのうえで承認済み環境アセスメント報告書が相手国等からJICAに提出され次第、速やかにウェブサイトで公開を行うとの回答としておりまして、実際のハードのコピーの入手には時間的ギャップもありますけれども、入手次第すぐに公開を行うということで、対応したいと思っております。

また、「しかしながら」というところで、原則に対する例外について言及しておりますけれども、協調融資の場合等においてアセスメント報告書の相手国承認担当省庁による承認がやむを得ず合意

文書締結後とならざるを得ない場合には、相手国法令等に基づく承認期限までに報告書が承認されることを認めることとするという回答にしております。

このような形で、原則として、合意文書締結前にアセスメント報告書の承認を確認するという対応といたしました。

例外としましては、ここに記載のとおり、協調融資の場合等で、例えばIFC等との協調融資の場合のように、IFCは環境アセスメント報告書の承認の確認を、特段、合意文書締結前に確認する要件を課しておりませんが、実施主体者側として、IFCとJICAを含めて、資金拠出者との迅速な合意締結を求めている場合に、JICAのみ足並みが崩れますと、事業自体が遅延したり、また、JICAが融資団から外れたりということも想定されます。そういった場合を想定をして、相手国法令等に基づく承認期限までに承認することを容認するというものでございます。環境アセスメント報告書は、着工前等、物理的改変、土地の改変が起こったり、環境社会影響が生じたりする前に承認をされるのが通例でございますので、環境社会配慮、環境社会影響の点でも容認し得る対応かと考えております。

続きまして、85/89をご覧いただければと思います。

生物多様性のところでございます。ガイドラインの別紙1では、生物多様性について、「プロジェクトは重要な生息地または重要な森林の著しい転換または著しい劣化を伴うものではない」という規定がありますが、この「重要な生息地」について定義を改めて整理をしているところでございます。

これまでガイドラインでは、「重要な自然生息地」という定義をしております、具体的には自然生息地のうちの重要な自然生息地について定義をしています。今回はこれを世界銀行やIFCの定義に合わせたCritical Habitat、重要な生息地に合わせるという形としております。これまでの包括的な検討の場および諮問委員会の場を通じまして、二次林や里山のような場所、世銀の定義でいいますとModified Habitat、改変された生息地として取り扱われている場でも、重要な生息地は存在し得るという議論が為されましたので、これを受けて、・・・聞こえておりますでしょうか。もう少し戻りまして、重要な生息地のこれまでの経緯のところからご説明します。

これまでのガイドラインでは、自然生息地のうちの重要な自然生息地について定義をしておりますが、今回、世銀やIFCの定義に合わせてCritical Habitat、重要な生息地に合わせるというものでございます。このガイドラインの見直し検討の包括的検討の場、またこの諮問委員会の場でも、二次林とか里山のようなModified Habitat、改変された生息地として取り扱われている場であっても、重要な生息地は存在し得るという議論が為されましたので、これを受けて重要な生息地という書きぶり、Critical Habitatという書きぶりにしております。

この定義につきましては、世界銀行の定義を踏まえて、右の欄に書いてあるような定義としております。正確には、世界銀行の定義では、重要な生息地の判断に、CR、絶滅危惧IA類ですかね、そしてENが対象となっております、VUとNTは対象としておりません。ただ、JICAでは、前回のガイドラインの運用見直しのときに、VU、NTも含めてより広く生態系の保全を配慮していくということで議論がされましたので、その取り扱いは引き続き維持するという形にしております。

また、これに加えて、(1)のところをご覧いただきますと、IUCNのレッドリストあるいは国内の同等なアプローチで指定されている絶滅危惧という形で書いています。このとおり、国内の

同等なアプローチでの指定との記載を加えて、範囲を広げております。

また、定義の5番目のところで、「上記の1から4にて示した生物多様性の価値を維持するための必要な生態学的機能または特性を有している地域」という記載としていますが、これまでは「重要な進化のプロセスに関連している地域」と記載しておりましたところを、世銀の定義に合わせて修正をしているというものです。

なお、左の欄で、2ポツのところに、第1項で規定する地域以外の類例として、例えば、地域コミュニティによって伝統的に保護されるべきと考えられている地域という、社会面の言及がありますけれども、これについては、1ページ前の生態系サービスに関するFAQが新たに今回加えられますので、その中の下段に加える形で記載は維持しております。

以上が生物多様性関連のご説明でございます。

その後の87/89以降は、今回新たに盛り込んでいる気候変動に関する対応に関連したFAQが続いております。これらも既に諮問委員会でご議論いただいて、ご了承いただいた内容となります。

以上がガイドライン改定に関するご説明でございます。ありがとうございます。

○原嶋座長 原嶋でございます。音声、大丈夫でしょうか。ご説明、ありがとうございます。

先ほど申し上げましたとおり、本委員会の一つの重要な期待される成果としては、ガイドラインの改定案ということでございますけれども、この議論の過程で、従来FAQという形で作られていた文章をフォーマルなものとして位置づけて、その内容を充実化させるということでご提言あるいはご意見いただきましたので、その内容についてまとめていただいたものを今日1セットとしてお示しして、その内容について今ご説明いただきました。従いまして、今お手元にあります環境社会配慮ガイドラインの改定に関する諮問委員会で議論になったFAQ一覧ということは、FAQに盛り込むべき内容として、本委員会の重要な成果の一部として取り扱っていきたいというふうに考えております。

そこで、今ご説明ありました内容につきまして、ご意見等ございましたら頂戴したいと思いますけれども、サインを送っていただけますでしょうか。

それでは、木口委員、聞こえますか。

○木口委員 聞こえています。木口です。

○原嶋座長 ちょっと大きめな声でお願いします。

○木口委員 ご説明、ありがとうございます。それから、鈴木委員のご提案もありがとうございます。事務局の皆さんのご丁寧な文書作成も大変参考になりました。ありがとうございます。

前回からの続きですが、81/89でしょうか、FAQ、今、加藤さんからご説明いただいた点なんです、非常にわかりやすくなって、大変よかったなと思っております。このご回答のところで、段落が変わったところ、「しかしながら、協調融資の場合等において」とあるんですけれども、今ご説明ですと、IFCとの協調融資などを挙げていらっしゃるんで、海外投融資を想定されているのかなというふうに考えるんですが、そういった理解でよろしいんでしょうかというのと、「等」とあるんですが、このケース以外に何かほかに想定される場合というのを、もう既に念頭に置いていらっしゃるのか、というのを伺いできればと思います。

以上です。

○原嶋座長 それでは、ご意見、もうお一方お伺いしたいと思います。

黒木委員、聞こえますか。

○黒木委員 はい、聞こえます。

○原嶋座長 お願いします。

○黒木委員 オリエンタルコンサルタンツグローバルの黒木です。このたびはご説明、ありがとうございました。私のほうから2点、コメントと質問があります。

一つ目は、78ページの二つ質問、回答とあって、その二つ目のところなんですけれども、これは、大規模住民移転等の理由でカテゴリAに分類されて、相手国法令で環境アセスメント承認が不要の案件の場合であっても、JICAガイドラインに基づいた環境アセスメント報告書作成を相手側に求めると回答にある状況です。この場合、相手側国がJICAガイドラインに基づいた環境アセスメント報告書を作成することとなるんですけれども、この時点で恐らく想定していないようなアセスの作成に関しては、早急な予算確保と、先方の委託先というか現地ローカルコンサルタントが、技術レベルの観点から日本のガイドラインのカテAの要求事項を満たせるようなアセスはできないと思うので、恐らくこういったケースには、JICAさんのほうで日本側のコンサルタントを傭上して、これに対応することになるんじゃないかなと想定しておりますけれども、こういった場合でも、別紙2というのがかなりカテAの要求事項になるので、相応のコストとか期間が必要だということを、念頭に置いていただければと思っております。

以上、コメントだけです。

あと、もう一つ、81ページの二つ目の準備調査を行った場合というところなんですけれども、この環境アセスメント報告書とは提出版、いわゆるドラフト版環境アセスメントと承認版環境アセスメントのどちらの意味も含まれるという理解でよろしかったかということと、あと、助言を反映したものとしますというところでは、助言というのは、通常スコーピング段階とドラフトEIA段階のものと2回ありますけれども、基本的にこの最終の助言、つまりドラフトEIA段階のものを反映するという意味として理解してよろしいでしょうか。

以上、2点です。ありがとうございます。

○原嶋座長 ありがとうございます。

それでは、もうお二方、サインいただいておりますので、質問等を頂戴します。

鈴木委員、聞こえますか。

○鈴木委員 はい、聞こえます。ありがとうございます。

○原嶋座長 お願いします。

○鈴木委員 鈴木です。2点質問があります。

1点は、先ほどFAQに関連して、本体の中で書き込んであるから、これでいいんじゃないかというお話をいただいて、何度も手続を明確にしてほしいというお願いをした結果がここまでなので、これ以上お願いしても無理なのかなというふうに思っているんですが、基本的には、ご説明を解釈すると、重要な事項については、5年間経ったときの見直しにおいて、しかるべく関係者の意見を聞いて見直しを行うという理解をしてよろしいんだろうかということです。

それに関連して、87/89のところの温室効果ガスの排出量の追記のところ、温室効果ガスとしては、CO2、メタン、N2Oの3種類のGHGを対象としていますというように書かれていますが、IPCCのこの8月に出された第6次評価報告書WG1の中では、いわゆるShort-Lived Climate Pollutants、

大気中の短寿命の温室効果ガスについても既に考慮に入れています。何かというと、例えば対流圏オゾンとか、そういったことについてもこれからますます重要視されていくと思うんですけども、こういったことを踏まえた、例えば87ページにある対象とする温室効果ガスの変更というのは、5年間は見直さないというような理解でよろしいのだろうかというのが1点目の質問です。

それから、2点目については、これは申しわけないんですが、ちょっと私の理解が十分できていなかったことにもよるのですが、85/89のところの上段のほうのコラムですけれども、生態系サービスについては、コミュニティの健康と安全に影響を及ぼす場合というように書かれていて、いわゆる生計に関わるような話というのがここでは書かれていないんですけれども、本体の場には社会に影響を及ぼすみたいな話があったと思います。そういった生計に影響を及ぼすような、生活に影響を及ぼすような場合というのは、このコミュニティの健康と安全に影響を及ぼす場合というもので読んでいるのだろうかということが1点目です。

それから、2点目として、この生態系サービスのところの解釈で、調整サービスに限定するということで、特に文化的サービスについては対象になっていないということと解釈したんですけれども、文化的サービスの中で、例えばレクリエーションの場とか、それから自然景観の保全とかいった形で、人々の生活に非常に密着するような話というのがあり得ると思うんですけれども、それは対象にしないということなのか、それとも、先ほどご説明のあったなお書きのところの地域コミュニティによって伝統的に保護されるべきと考えられている地域云々という表現の中で、読み込むことができるという解釈か、その点について教えていただきたいと思います。

以上、2点の質問です。よろしくお願いいたします。

○原嶋座長 原嶋です。どうもありがとうございました。

続きまして、日比委員、聞こえますか。

○日比委員 はい、聞こえます。

○原嶋座長 お願いします。

○日比委員 ありがとうございます。

資料のほう、お取りまとめ、ありがとうございました。FAQも含めて非常にわかりやすくご説明いただいたと思います。ありがとうございます。

それで、特にFAQで、生物多様性に係るところで少し質問あるいはご提案も含めてなんですけれども、86/89ですかね、5からのところで、重要な生息地、重要な森林、「重要な森林とは」というところで、一つ目、単純な質問になりますけれども、こういったところが対象になるかという場合の絶滅危惧種を、IUCNのレッドリストに加えて、あるいは国内同等のアプローチを指定されているというものを追加していただいたんですけれども、確認なんですけれども、国内というのは、対象国の国内の制度という意味でよろしいでしょうか。

それから、2点目なんですけれども、今回このFAQの改定としては含まれていないというふうに承知しているんですけれども、別紙1の国内の法律制度に従いますという項目の中で、自然環境、文化もありますけれども、いわゆる保護区の外で事業を実施しないといけないというものがある、本改定諮問委員会でも割と早い段階で、このいわゆる保護区規定を残すのか残さないのかという議論もあり、残すということになったというふうに理解しています。その結果、引き続き原則として保護区内では事業をしてはいけないということなんですけれども、前回の見直し以降の運用として

FAQでは例外規定が追加されてたわけですがけれども、そもそも保護区の中で例外規定を設けてやってもいいのかというのは、私以外の委員からもそういうご意見があったかと思えますし、パブコメでもそういう意見があったんじゃないかなというふうに記憶しております。その点をもし検討するならFAQなのかなと思ったんですけれども、これまでのところで具体的にFAQの文言をその点から議論というか提案させていただく機会がつかめていなかったものですから、今申し上げるんですけれども。

FAQの特に今、改定の対象にはなっていないこの保護区に関するところで、例外的に実施する場合というのは、条件が5つあるんですけれども、ただ、ここに重要な自然生息地はその事業対象地に含まないというものを加えていただくことで、生物多様性自体が非常に悪化が進んでいるという危機的な状況の中で、生物多様性保全を強化できるのではないのでしょうか。対象国の国内の制度による絶滅危惧種を範囲に含むということで、少し強化していただいていると思うんですけれども、重要な自然生息地には確実に影響を及ぼさないというようなことを担保できるのではないかと考えておりますので、ご検討いただければと思います。

以上です。ありがとうございます。

○原嶋座長 ありがとうございます。

それでは、順次、木口委員、黒木委員、鈴木委員、日比委員から、コメントという形で頂戴しているものもありますけれども、いくつかの点、対応をお願いしてよろしいでしょうか。

○加藤 JICA審査部、加藤です。ありがとうございます。

1点目にいただきました木口委員から、スキームの何を想定しているかという点と、「等」に何が入るかというところでございます。

ここで想定しておりますのは、海外投融資には限定せず、広くあらゆるスキームで同様の事態が起こった場合に対応できるように考えております。また、協調融資の場合等で、「等」の該当する例として挙げられるものとすれば、国によっては、合意文書を締結をした後に、その合意文書自体について相手国の国会で承認を得るプロセスに1年程度要するというような国もございまして、そういった国においては、早期にこの国会の場で承認プロセスに入ることが事業の早期実施につながるということとなりますが、例えばそういったところで環境影響評価の報告書の承認と並行して、そういった国会のプロセスを取るというケースもあろうかと思っております。そういった例外的な場合でやむを得ないものと考えられる場合に対応できるようにしておきたいと考えてございまして、今ご説明したようなケースを想定をしているということでございます。

以上が木口委員への回答でございました。

続いて、黒木委員からご質問をいただいた内容で、環境アセス報告書について、78/89ページのところで、カテゴリAプロジェクトとなった要因が、大規模非自発的住民移転とか先住民族とか、社会的影響の側面であった場合に、自然環境影響がそれほど問題ではないケースにおいても、環境アセスメント報告書が別紙2の求められる内容と同等となる場合に、それに対応する作業の相応のコストをというご指摘でございました。コストという面では、適切なアセスメント報告書の作成に必要なコストを積んでいくことについては、十分に認識をして、慎重に対応してまいりたいと思います。

ご指摘のFAQのところに書いてありますとおり、最後のところに3行書いておりますが、環境ア

セメント報告書の範囲および詳細さのレベルは、別紙2の記載のとおり、そのプロジェクトが与え得る影響に応じて決まるべきものと考えておりました。内容によっては、住民移転、先住民のほうの問題が大きく、カテゴリAとした場合に、自然環境に関する部分の評価の部分は、その影響の程度に応じて、TORの範囲というか、分析する深度、幅、そういったものは検討し得る、柔軟に変更し得る、適切な範囲にするということが認められ得ると考えているということです。全て杓子定規に同じレベルを求めるといったものではないということです。

引き続き、81/89ページで、協力準備調査で環境アセスメント報告書の作成をした場合について、協力準備調査における助言を反映するということの助言が何を意味するかというところは、ご理解のとおり、通常はドラフトファイナルレポートに対する最終の助言が、環境アセスメント報告書に反映すべき最終の助言となりますので、その助言の反映ということを最終的には想定しております。スコーピング段階の助言については、DFRの作成までにスコーピングの助言が反映されたうえで、DFRの助言がなされ、DFRの助言が環境アセスメント報告書に反映されるという想定で記載しております。

続きまして、鈴木委員からFAQについてのご質問をいただきました。基本的に重要事項は5年で見直して、5年でしかるべく関係者の意見を聞いて対応ということかというご質問をいただきました。ご理解のとおり、運用の見直しについては、5年たったところで関係者の意見を踏まえて検討しますので、その中に重要な事項は含まれてくるのかなと考えております。

そして、それに関連をして、温室効果ガスの対象ガスのことをご指摘をいただきました。今回のFAQの枠組みに基づいて、私どもも推計の枠組みを構築をして運用しますので、朝令暮改でどんどん推計に入れる要素が変わるとするのは、なかなか運用としては対応しづらいかなと思っておりますので、一つの大きな区切りとしては、5年間というのがあり得るかなと思います。これまでもお答えしておりますように、それよりもより迅速な対応、随時の運用の変更が必要な場合には、それは逐次考えていくことになると思っております。

続いて、生態系サービス、85/89ページでご質問をいただいております。ご指摘をいただいた生計に関わる話というところは、これまでもプロジェクトの対象地域で生計を営んでいる人たちの生計の喪失ということは、重要な事項として取り組んできておりますので、これについてはこれまでどおり考慮ができるものと考えており、必要な適切な配慮ができるものと考えております。

サービスの種類として、供給サービス、調整サービスに絞るというところがございますが、文化的なサービスを対象としていないところをどうするのだというところがございます。これまでも景観とか文化的な遺産等の取り扱い、もしくは現地ステークホルダー協議を通じて、そのコミュニティが大切に考えているものの保全については配慮をしてきておりますので、そのような枠組みで引き続きご懸念の点については適切な配慮ができるものと考えております。

続きまして、日比委員からご質問をいただいた点でございます。国内の同等のIUCNレッドリストあるいは国内の同等のアプローチで指定されている絶滅危惧という記載について、「国内」という記載の意味するところは、すみません、言葉が足りなかったですけれども、相手国国内ということでございます。

また、二つ目として、保護区に関する例外規定の中に重要な生息地を含めるべきではないかというご提案でございますけれども、世銀の運用も踏まえながら検討してまいりました。重要な生息地

については、要件がIFC、世銀ともにあって、それぞれの機関ではその要件を満たしながら生態系の保全を対応していくという形で運用がされております。これまでも日比委員とも議論がありましたが、JICAとしては、そういった重要な生息地の指定とそれに基づく配慮、および保護区で原則実施しないという配慮の合わせ技で、お互いに補完し合うことで、生態系保全の質を上げていくということで対応できればと考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

私からは以上です。

○原嶋座長 原嶋でございます。どうもありがとうございました。

今のご説明に対して何か確認ありましたらいただきますけれども、木口委員、聞こえますか。

○木口委員 はい。

○原嶋座長 お願いします。

○木口委員 ご説明、ありがとうございました。

「しかしながら」の協調融資の場合等というところにまた戻るんですが、今ご説明いただいたようなケースがあるのであれば、具体的に書き込んでいただければと思うのですが、いかがでしょうか。行政文書からなるべく「等」という言葉を取りたいという気持ちが非常に強くありまして、可能であればそれをご検討いただければと思います。ご説明、ありがとうございました。

○原嶋座長 ありがとうございます。

全てを予期して限定的に列挙するというのは、かなり限界はありますよね。その点、いかがですか、木口委員。

○木口委員 理解しますが。

○原嶋座長 おっしゃる趣旨はよくわかって、できるだけ権力側の裁量を少なくしたいというお気持ちは重々わかるんですが、細かいところで、どうしても相手側の制度との兼ね合いもあるでしょうし、例示的な列挙は可能でしょう。けれども、これだけしか駄目という、限定的な列挙というのは、逆にかなり柔軟性を失ってしまっている部分があって、その点はどのぐらいの範囲であれば許容がしていただけるのか、いかがでしょうか。

○木口委員 難しいところかと思いますが、私どものほうは、この点については異論があったもので、特にこだわるところではあるんですが、実際問題難しいというところは理解します。公開についての海外投融資に関しては日数が短くなっていたりですとか、いろいろ助言委員会等でのコメントがあることで、EIAの最終的な承認版が出るのが遅れる可能性とか、いろいろな要素があるという。

○原嶋座長 おっしゃるとおりです。

○木口委員 難しいところであるのは理解しているんですが、なるべくそれでもそういったところを、不明瞭なところをなるべく減らしたいというのがこちらの意見ではございます。ただ、実際問題、それをどこまで受け入れていただけるかというのは、ご検討の範囲ということなのかなと思いますが。

○原嶋座長 ありがとうございます。

など、やむを得ない場合とか、一般的に妥協的な策としては、やむを得ない場合とか、そういう形での、今、説明の中にもそういう言葉が使われておりました。国際協調の場合など、必要やむを得ない場合とか、そういった形での限定ということは可能かと思いますが、限定的でしょう

けれども、その例をしっかりと挙げて、それ以外は許容しないということは、ちょっと現実にはなかなか。そうなってくると、FAQをまた見直すということの必要性が高まってきて、バランスが取りにくいというのが実情だと思いますので、ちょっと考慮していただきたいと思います。

田辺委員、聞こえますか。

○田辺委員 はい。田辺です。今のところで、まず。

○原嶋座長 ちょっと大きめにお願いします。

○田辺委員 大丈夫ですか。今のところなんですけれども、まず現行ガイドラインでは、基本的には現地当局が承認をした後に融資を締結するということが原則になっていて、これまでもこのレビューの中でも、特に協調融資の点については公開期間の点で確かに問題提起はあったので、このような例外、協調融資の点で例外を入れるということは私も理解します。

ただ、ここの例外規定に「等」を入れてしまうと、例外が無限に可能になってしまうので、これは現行ガイドラインの原則外が無限というのは不適切なので、「等」を消すか、もしくは、今の加藤さんがおっしゃった、現地の法制度で非常に長期間かかるということがもし仮に、これはレビュー調査の中で全く出てこなかった論点ですので、私、こういった実態があるということは想定してないんですけれども、もし仮にそれがどうしてもあるというのであれば、それはFAQの中に入れていただくか、どちらかの対応をお願いしたいと思っています。

以上です。

○原嶋座長 ありがとうございます。

続きまして、織田委員、聞こえますか。

○織田委員 はい、聞こえます。すみません、時間かかってしまいました。織田です。よろしくお願いします。

申しわけありませんが、もう1度確認させてください。今回FAQをつけていただいて、これまではっきりしなかったところがはっきりして、とてもよかったと思うんですけれども、この今回お示しいただいたFAQに加えて、前からあったFAQはそのまま生きているというふうに理解してよろしいでしょうか。といいますのは、先ほど日比委員が質問なされたことと重なりますけれども、保護規定の例外規定は、前と同じように生きているということなのかということ、もう1度確認したいということが一つです。

それから、もう1点は、今回新しくつけていただいたところで84/89だったと思いますが、労働者の労務管理や安全・健康についてです。この間話題になっておりましたしパブコメでもいくつか挙がっていたハラスメントについてですが、ここでお示しいただいたODA建設工事の安全対策への取り組みでもハラスメントについては全く触れられていないので、結局ガイドラインでもFAQでも、既存の仕様書や契約のためのものにも含まれないことになるのではないかとということ、危惧しております。

ハラスメントは、ILOの条約になってまだ二・三年ぐらいだと思いますので日が浅いんですけれども、そういう新しい動きが、結局どこに含まれることになるのかということがよくわからないんです。このODA建設工事の安全対策というのを見ましたら、1番最近では2021年に更新になっていたんですけれども、そこにも含まれていないという状態です。世銀のESSの該当部分では、項を立てて、労務管理や安全、健康、児童労働について入れておりますことから、このハラスメントのよ

うな言葉が漏れないようにすることは重要ではないかと思えます。ハラスメントはこれまでセクシュアルハラスメントと同義的に考えられることが多く、これについては今回FAQで確認しましたが、セクシュアルハラスメントではなく、労働の場におけるハラスメントについての文言が見つからないということが懸念される点です。

以上です。ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

○原嶋座長 ありがとうございました。

それでは、今対応できる範囲でまずお願いしてよろしいでしょうか。

○加藤 ありがとうございます。

田辺委員からいただきました点については、前回もご説明を申し上げたとおり、JICAとしては、仮に環境アセスメント報告書が承認前の内容であった場合にも、それに基づいて、助言委員の方々の助言を得ながら、環境レビューを行い、適切な環境社会配慮を確保するというところを行ってまいります。相手国制度に基づく承認というものは、本来であれば相手国政府によってしかるべきタイミングで取られるものを、我々としては法令遵守の観点で確認をしていくというものでございますので、適切な環境社会配慮という観点では、助言委員の枠組みも含めたJICAの環境レビューの枠組みで、十分に対応できると考えております。ただ、今回は皆様のご意見も踏まえて、合意文書締結前の承認の確認を、追加的に原則として確認を行っていくということで、ご理解を得ていこうと考えているものでございます。

また、織田委員からいただきました点でございます。FAQにつきましては、ご理解のとおり、これまでであったFAQのところは生きておまして、それに加えて今回のものを反映をしていくということでございます。ただ、これまでのFAQの中でも、アウトオブデートというか、今回の改定に伴って修正をしなくてはいけない部分というのは、120日公開に関する規定など幾つかございます。この修正はまだJICAの中の事務手続としては間に合っていないかもしれませんが、諮問委員会の場で議論された合意の範囲を超えるものを行う想定ではございませんので、そこはご安心をいただけたらと思います。

労働者の労務管理についてご指摘を受けました。第10回の諮問委員会の資料でも、ハラスメントについてのご指摘について、回答として私どもの方針を紙でも皆様にお配りしているところでございます。そこで記載した方針の趣旨を踏まえたFAQが今回の一覧の中に盛り込まれておりますが、基本的には労務管理、労働者の安全・健康、児童労働、そういったものは対象国の法律や、また、ガイドラインを含む現行の枠組みにおいて、既に対応しているということでございまして、その点は今回のFAQで記載した内容のとおりの方針の中で確認をしておりますので、ハラスメントもこの中に含まれて、相手国の法律に基づく対応をはじめとした枠組みにおいて、適切な配慮が行われるように対応しているということでありますので、ご理解をいただければと考えております。

私からは以上です。

○原嶋座長 原嶋でございます。ありがとうございました。

それでは、一旦こちらの会議室の換気も含めまして、休憩を取ります。

この後、異議申立要綱の改定案についてのご説明もありますけれども、その後、改めて委員の皆様、そして傍聴者の皆様からご意見を頂戴して、全体を通じて意見交換をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、10分ですので、15時10分再開ということで休憩をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

15:01 休憩

15:12 再開

○原嶋座長 それでは、時間になりましたので、委員会を再開させていただきます。

この後、異議申立要綱の説明をいただいた後、委員の皆様、そして時間の許す範囲で傍聴者の皆様からご意見を頂戴したいと思っておりますので進めさせていただきます。

よろしいでしょうか。

それでは、異議申立手続要綱の改定のご説明、まずお願いしてよろしいでしょうか。

○柿岡 それでは、お手元の資料ですけれども、異議申立手続要綱22枚からなる資料をご覧くださいませでしょうか。

前回、諮問委員会でもご説明したのも一部重複いたしますけれども、修正点、先ほどのガイドラインと同様、線を引いております。

具体的には5/22ページ目、上から1行目ですけれども、「当該国の原則2人以上の住民によりなされる必要がある」の「原則」について前回ご説明のとおり修正、反映しております。

それから、5/22ページ、同じページでございますけれども、下から4行目に「9.申立人の内容」の4)がございます。こちら日本語については変更はございませんけれども、英文について、和文に合致する形で修正を図っておりますので、英文のみ修正となります。

続きまして、8/22ページ、ご覧ください。

上から2行目に「(5)ガイドライン遵守にかかる事実の調査」という点がございます。こちらは第11回委員会の後、鈴木委員からもご指摘いただいた点と重複いたしますけれども、審査役は、ガイドライン遵守にかかる事実を調査するため、もともと「可能な限り」という表現がございました。その「可能な限り」という表現を削除しまして、申立人またはその代理人から直接異議申立にかかる事項をヒアリングすることを「原則とする」という表現とさせていただきます。こちらが第11回からの変更点となります。

続きまして、9/22ページでございます。

上から4行目、5行目になりますけれども、訂正線を引いているところがございます。こちら11回のときにご説明した内容でございますけれども、理事長に報告し、「理事長は報告を受け、期間の延長につき相当程度のやむを得ない事情があると判断する場合には、」というこの部分について削除し、審査役の判断で期間延長するという趣旨を反映しているものでございます。

続きまして、次のページ、10/22ページでございます。

中盤から下、(7)の記載の事項でございます。こちらは英語を基本とし、という言語の条件につきまして、「上記(1)の文書をウェブサイトで公開する際に」ということで、一般的な広報の内容とは異なり、この内容に特化した話題とし、条件文をつけているということで、これも前回ご説明した内容を反映させていただきました。

異議申立要綱の修正点については以上となります。

加えまして、前回11回のときに、議論していただいた点、申立人は当該国の住民に限定せずガイドラインの不遵守を見つけた人は誰でも申立ができるようにすべきというご指摘を踏まえた点で

ございますけれども、こちらにつきましては、JICAがガイドラインに示された方針や手続を適切に実施し、ガイドライン遵守を確保することと定める記載がガイドラインにございます。

そのため、JICAによるガイドライン不遵守が指摘された場合には、それが第三者による指摘であっても、JICAとしては指摘事項に対して適切に対応していきたいと考えております。

この異議申立手続でございますけれども、ガイドライン遵守を確保することの一環としてJICAのプロジェクトにより被害を被っている、またはその恐れがある現地の人々からの異議申立に応え、中立的な立場からJICAのコンプライアンスにかかる調査やガイドラインの不遵守に起因する紛争の解決に向けた対応の促進を行うためのメカニズムと考えております。

世銀やADBも申立人要件を「借入国の2人以上の被影響住民またはその代理人」としていることから、他のドナーの考え方とも整合していると考えており、この申立人の要件という項目につきましては、原案の記載をそのままとさせていただいているものでございます。

事務局からの説明は以上となります。ありがとうございます。

○原嶋座長 どうもありがとうございました。

それでは、異議申立手続要綱についてと、併せて先ほどのガイドラインの内容でも結構でございますので、まず委員の皆様からご意見等を頂戴した後、傍聴者の皆様にご意見等をいただきたいと思っておりますが、まず委員の皆様を優先してというよりは、ご意見をいただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

三宅委員、お願いします。

○三宅委員 海外建設協会の三宅でございます。

先ほどのFAQの議論のところで、84/89ページで、児童労働についてどのように対応しているのですか、というところでお話ございました。

これについて、このJICAのほうで書かれておりますJICAの安全標準仕様書、昨年度私どもの協会に対して、JICA様からこの安全標準仕様書の案について、意見照会がございまして、それに対していろいろ意見を出させていただいたという経緯がございます。

そのときの記憶で、児童労働について記載があったんじゃないかと思われましたので、先ほど調べてみましたら、安全標準仕様書の12ページに、1.18.6という条項の(5)のところに、例えば契約者は経済的に搾取するような方法で児童を雇用してはならず、児童の教育を妨害したり児童の健康身体的、精神的、道徳的、社会的発達を害する恐れのある方法で児童を雇用したりしてはならない、とこういうものがございます。

ですので、児童労働に関してもJICA様のこの標準仕様書である程度の書き込みが為されていると思われましたので、参考までにお伝えします。

以上です。

○原嶋座長 大変貴重な情報をありがとうございました。

ほかはございますでしょうか。

それでは、傍聴者としてご参加していただいております皆様、ご意見等頂戴したいと思いますのですが、ガイドラインおよび異議申立要綱、併せて結構でございますけれども、ご意見等がございましたら、サインを送っていただけますでしょうか。

波多江様、聞こえますでしょうか。

ちょっと声を大きめにお願いしてよろしいでしょうか。まずお名前、ご所属いただいた後、お願いします。

○波多江氏 FoE Japanの波多江です。聞こえておりますでしょうか。

○原嶋座長 ちょっと声張りめで、恐縮ですけどお願いしていいですか。

○波多江氏 私のほうからは2点ございまして、ガイドラインの本文のほうの改定案なんですけれども、一つは先ほどから木口委員、それから田辺委員もおっしゃって、指摘されておりました81/89のところですか、1番上のFAQの話ですけれども、前回の委員会での議論を踏まえて、こういうふうにわかりやすくご提示いただいております。

原則として同意文書締結前に、確認をするということなので、この部分は実は原則の話なので、FAQではなくて、本文に入れていただいたほうがいいのではないかとということと、それから田辺委員、それから木口委員もご指摘のとおり例外規定がやはり無限に広がっていくことを私たちは大変懸念しておりますので、例外規定はなるべく今わかっている範囲のもの、想定されるものがあるのであればFAQに書いていただくというのが良いのではないかとこのように思いました。ご検討いただければと思います。

もう1点は、テクニカルな部分なんですけれども、25/89のところ、別紙6のチェックリストの1番では、許認可・説明を今回、「許認可と協議」というふうにパブリックコメントの意見を踏まえてしていただいたかと思うんですけれども、別紙の7、次のページ、26/89の別紙7のモニタリングを行う項目のところも、この1の許認可・説明の部分を「許認可と協議」というふうにしていただいたほうがいいのではないかとこのように思いましたので、コメントさせていただきます。よろしくお願いたします。

○原嶋座長 ありがとうございます。

ほかはよろしいでしょうか。

村山様、お願いします。村山様、聞こえますでしょうか。

○村山氏 東工大の村山です。ご説明、ありがとうございました。

ガイドライン、それからFAQ、それから異議申立要綱についてもまとまってきたと思うんですが、FAQについてはだいぶ内容が濃くなってきて、今のご質問、ご意見等にもあったように、かなりガイドラインと連携したものになっていると思います。

最初に原嶋座長からもお話があったとおり、FAQがオフィシャルなものになったという意味では日本語だけではなくて英語についても用意をしていただく必要が出てきているのではないかと感じております。

そういう意味で、かなり大部なものなのですぐに用意してなくては難しいとは思いますが、相手国への説明という意味でも英語によるFAQが必要になってくるのではないかと感じております。

その点について、予定があるかどうか、もし予定がないのであればぜひ英語を用意していただく方向でご検討いただきたいと思います。

以上です。

○原嶋座長 それでは、波多江様および村山様からいただいたこと、三宅様からは情報提供ということで承って、波多江様および村山様から頂戴したご質問、あるいはお問い合わせに対応をお願いしてよろしいでしょうか。

○加藤 JICA審査部加藤です。

FoE Japanの波多江様からいただきました点でございます。原則、合意文書締結前に環境アセスメントの承認を確認するところをガイドラインの本文に入れていったほうが良いのではないかとご指摘ございました。

私どもとしてはこの対応はFAQで含めていって、きちんと運用の中でやむを得ないものに限った例外、それ以外は原則合意文書締結前に確認ということで対応してまいりたいと思いますので、そこでご容赦いただければと思います。このFAQの記載に基づいて運用していく対応について、また5年後の運用見直しの機会においてで、それで十分だったか、あるいは十分ではないのか吟味いただき、そういったところを見直す機会として活用いただいたら良いかなと考えております。

二つ目のテクニカルな部分の別紙7の許認可・協議というところでございます。許認可・説明のところを「許認可・協議」という方向で直すことでよろしいかなと思いますが、基本この1.で、モニタリングで示しているところは、許認可について附帯条項がついたときの指摘事項への対応というところを見ていくところですので、協議のようなところは4.の社会環境とか、または5.の苦情とか、そういったところでも取り扱える内容かなと思っておりますので、ここの記載が十分でないということはないかなと思っております。

また、村山様からご指摘をいただきましたFAQについては日本語のみならず英語についても相手国の説明のために必要ということで、私どもも同じような理解をしております、FAQについては英語も準備をしております、きちんとガイドラインの公布後、施行までに相手側に理解して施行後の対応してもらえるように、英語版を準備してまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○原嶋座長 ほか、異議申立手続要綱およびガイドライン、両方含めまして、ご意見等承りたいと思いますが、委員の皆様、そして傍聴者の皆様、ご発言がありましたらサインを送っていただきたいと存じます。

それでは、今、いくつか頂戴しております。本日は最初にも申し上げましたけれども、これまで11回の議論、そしてパブリックコメントを言わば総合いたしまして、本委員会の期待されている成果としてガイドラインの改定案、そして異議申立要綱の改定案ということについて最終的な取りまとめというふう考えております。

併せて既に申し上げましたとおり、ガイドラインにおいてはとりわけこれまで、ややインフォーマルな扱いがございましたFAQについてもその内容を拡充したうえで、フォーマル化することです。本文にも言及する形を取って、その内容についてさらに追加すべき、あるいは変えるべき内容についてこの委員会の中で積み重ねてまいりましたので、3つ目の成果としてはFAQに新しく盛り込むべき内容について今お手元に示させていただいております。

そこでテキストというところでいくつかご意見を頂戴しております。今のところ、本文についてはガイドラインの26ページのところの許認可・説明というところについて1点どうかという指摘がございました。

あと今のところ異議申立要綱のテキストについては特段のご意見は頂戴していないというふうに承知しております。

併せてFAQに盛り込むべき内容ということで、いくつか頂戴しております、とりわけ82/89ペ

ージのところについて、いくつかご意見を頂戴しておりますので、改めましてこの点でご意見ございましたら、承りますけれどもいかがでございましょうか。

あと波多江様からのご指摘の点は選択肢としては両方あり得ると思えますけれども、より適切と考えているところではどういうご意見でしょうか。

○加藤 別紙7の1.のところは、許認可・説明というところは、「許認可」のみでもよろしいのかなというふうに思えますけれども、いかがでしょうか。

○原嶋座長 確認ですけれども、ガイドラインの本文の26ページ、別紙7のところで、1.のところ、許認可・説明と今ありますけれども、これは「説明」を削除して「許認可」のみにするという形で、波多江様のご意見なども踏まえて、そういう形で変えるということが一つの選択肢として示されております。

あと重要な点は先ほどのガイドラインのFAQの中の、協調融資の場合等の「等」というところの表現についてでございますけれども、このあたりもし追加でご意見等がございましたら承りますので、いただきたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

できれば具体的な形でご提案、ご意見いただきたいと存じますけれどもいかがでしょうか。

これまでご意見いただいておりますのは、角田委員、小林委員、柴谷委員、杉田委員、杉本委員、そして持田委員、ご意見を頂戴しておりませんけれども、ご意見頂戴してない委員を含めましていただきたいと思えます。

まず、田辺委員、聞こえますか。

○田辺委員 先ほど波多江さんが指摘した26/89のモニタリングを行う項目のところで、「許認可」のみにするという事だったんですけれども、多分今回の改定で重要なことの一つとしては、ステークホルダー協議をモニタリング期間においてもきちんと継続していくということが、この世銀の改定に従って入ってきたことだというふうに理解してまして、このモニタリング期間における協議というのは、極めて今回の重要な改定の一つだと理解しているんですけれども、なので協議ということはモニタリングの中で入れていったほうがいいかなと思えます。

以上です。

○原嶋座長 どうもありがとうございました。

続きまして、日比委員、聞こえますか。

○日比委員 先ほども少し提起させていただいた件です。保護区のところ、特に例外規定というものFAQに残していくということなんですけれども、その中で重要な生態系は例外として事業を行っても良い地域から外すというのを追加を検討してくださいということだったんですけれども、それは世銀やIFCなんかを見つつ、現行のままでというご回答だったんですけれども、1点だけ、しつこいというふうに思われるかもしれませんが、一つ気になったのは、やはり生物多様性の状況が非常に悪化していると、世銀やIFCの現行のガイドラインが出た後に、IPBES、あるいはGBO、Global Biodiversity Outlookの報告書などが出てきて、生物多様性の状況というのは非常に危機的である、その状況のスピードが悪化しているという報告が為されていますので、やはり世銀やIFCもちろん、そういった国際機関がどのように対応しているのかということを見ていくことは重要だと思うんですけれども、やはり様々な最新の国際的な分析、報告が出ているというところはやはり重く受け取っていただきたいというふうに考えまして、ちょっと改めてご検討をお願いしたい次第で

す。

以上です。

○原嶋座長 ちょっと音声の関係もございまして、ちょっとポイントだけもう1度繰り返していただけますでしょうか。再考すべき点のポイントだけ、ちょっともう1度ご発言を繰り返していただけますでしょうか。

○日比委員 再考すべきというのは、先ほどと同じ点になるんですけども、保護区の規定に関するFAQにおいて、保護区においても例外的に事業を実施する条件というのを挙げられているんですけども、そこに重要な自然生息地でないことを確認すると、重要な生息地でかつ保護区になっているということは保護区規定の例外には適用されないということを明確にするべきではないかというところですよ。

その理由としましては、やはり生物多様性の悪化の状況で、世銀等のガイドラインが出た後に、そういう様々な国際的なレポートが出ているのでご検討をいただきたいということになります。

○原嶋座長 ありがとうございます。ちょっと後ほどこちらで対応を考えます。

ほかはございますでしょうか。

今のところ、ガイドラインの本文の26ページのところが1点、あとFAQの82/89のところと、あとここにはございませんけれども、日比委員からは現在のFAQの保護区の規定についてお話がありました。3点伺っておりますが、ほかはございますでしょうか。

あと異議申立要綱につきまして、とりわけ鈴木委員、聞こえますか。

○鈴木委員 はい、聞こえます。鈴木です。

○原嶋座長 異議申立要綱についてももしご意見をいただきましたら、ぜひこの段階で頂戴したいと思いますが、いかがでしょうか。

○鈴木委員 今まで随分いろいろと意見を述べさせていただいて、おおむね満足できるレベルで反映していただいていると思っています。随分改善されたと思っているので、私からはこれ以上の意見はありません。

以上です。

○原嶋座長 それでは、ほかはいかがでしょうか。

もしなければ、ここで一旦休憩を取らせていただいて、今いただいたご意見をまとめさせていただいて、休憩明け後にご説明など、対応をお示しするというふうにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

ほかもしご意見があればぜひこの段階で頂戴したいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

それでは、若干早いですけれども、換気も含めまして、これから10分ほど休憩させていただいて、私の時計では38分でございますけれども、50分再開ということでお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

15:38 休憩

15:50 再開

○原嶋座長 それでは時間になりましたので再開させていただきます。よろしくお願ひします。

これまでのところ、ガイドラインの改定案、そして異議申立手続要綱の改定案、そしてFAQの内

容につきましてご議論いただきまして、主に3点、ご指摘をいただいております。

一つはガイドラインの本文の26ページ、別紙7のところです。あとガイドラインのFAQについては、81ページのところでございます。併せて現在のガイドラインの中の保護区に関わる規定についていただいておりますので、まず最初の2点について、ご説明をお願いします。

○小島 審査部の小島です。

まず、26/89ページ、別紙7の記載です。今、画面に映っていると思います。

1.の許認可・説明というふうになっているのを波多江様から「許認可・協議」にするべきというようなお話があって、それは別紙6とも整合しますし、田辺委員から後ほど言及していただいたまさに別紙5で、現地ステークホルダーとの協議というのを新たに加えている点も踏まえて、ここは「許認可・協議」というふうにしたいと思います。

ご指摘、ありがとうございました。

○加藤 JICA審査部の加藤です。

日比委員からいただきました保護区の例外実施要件の中に、重要な生息地でないことを含めて確認するというご指摘でございますが、今のFAQの保護区に関する記載ぶりが画面に出ますでしょうか。

今の要件につきましては、保護区についてはIFC等の規定を参考にこの5つが規定されております。

一つ目は実施可能な代替案が存在しないというもの。そして、二つ目はこの開発行為自体が相手国法上認められるというもの。そして、相手国の保護区に関する管理計画、法律、条例等を遵守したプロジェクトとなること。また、同地域の管理責任機関、地域コミュニティ、その他適切なステークホルダーと協議して実施について合意が得られていること。そして、6番として、プロジェクトの実施期間等が必要に応じて追加的なプログラムを実施することという内容になっております。

まさに保護区のほうはこのような要件で確認をしてまいり、一方で重要な生息地については重要な生息地での実施についての要件に基づいてプロジェクトの実施および必要な緩和策の検討を行うということで、両方が補完し合う形で運用するということで生態系の保全の全体の質が高まるということを狙ってまいりたいと思います。

従って、ここで重要な生息地ではない点を保護区の例外実施要件として加えるというよりは、保護区の視点および重要な生息地の視点についてそれぞれが要件を持って環境社会配慮上の必要な配慮を行ってまいりまして、両方補完し合いながら質の向上を目指すということで考えております。

まさにIPBESほか、直近の国際的な分析報告等があるということもご指摘をいただいております。私どもも認識をしております。まさにこの10月に生物多様性のCOPが行われ、5月にまた結論が出てまいりますので、そこでの国際的な求められる方向性を確認し、それに対する世銀、IFC等の経験あるドナーの対応も見ながら、5年後の運用見直しをターゲットに慎重に対応の在り方をフォローしてまいりたいと考えているところでございます。

3点目、81/89の承認前の環境アセスメント報告書の場合の、環境アセス報告書の承認についての確認の原則のところでございます。

私どもとしては、「協調融資の場合等において」というところを柔軟に運用する意図はなく、まさにここに書いておりますように、やむをえず合意文書締結後とならざるをえない場合という、「やむをえず」というところを記載しております。

ここをニュアンスとしてより強調するために、「真にやむをえず」という形で、私どもが運用していく姿勢を記載することでいかがかと思えます。この運用状況については、今後5年後の運用見直しの際にもJICAの運用実績がどうであったかということをご覧いただいて、十分に適切な運用が為されているかを再度その段階で見直すということをご理解をいただきたいと思っております、この点は本日の公的な議事録にも残していただいて、きちんと5年後に運用実績を踏まえながらこの部分についてきちんと限定的な運用がされているかということをご確認いただきたいと思っております。

私からは以上です。

○原嶋座長 ご説明、ありがとうございました。

今、3つの点につきまして、まずガイドラインの本文の26ページについては、ご指摘をいただいて改めるということ。

2番目の現在の保護区の規定については、今ご説明があったとおりでございまして、改めてそれを見直すということについては現在のところでは控えるということ。3点目は、今懸念されていることについての対応について、議事録に残すということを含めて若干の修文ということでお話をいただいております。

この3点、どの点でも結構でございます。委員の皆様、そして併せて傍聴者の皆様、ご意見をいただきたいと思えます。もし繰り返しの発言でも結構ですので、サインを送っていただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

こちら会議室のほうで、角田委員からのご発言の希望がありますので、お願いします。

○角田委員 外務省の角田でございます。

委員の皆様、傍聴の皆様から様々な意見が寄せられていて、私、ODAを扱っている部署の人間としては非常に参考になっております。ありがとうございます。

今、出てきた3点のうちの1点の1番最後の点の81/89のところの例外規定、「しかしながら」のところなんですけれども、我々外務省として見ているときの実態的な経験という立場で申し上げれば、やはり原則として合意文書締結前にきちんとするというのはJICAの方々も原則それでやるというふうに、頑張るというふうにおっしゃっていただいているんですけれども、「しかしながら」の部分の例外というのはやはり必要だと思ひまして、なぜかといいますと、それぞれの国において、相手国の法令というのは全く違うので、その承認とかの手續の仕方も違いますし、時間のかけ方も違う、そうすると昨今いろいろ言われておりますけれども、日本にいろいろなことを期待して、相手国政府が要請してくる中で、我々もきちんとガイドラインを踏まえながら、またその反面、迅速性をもっていろいろなニーズ、緊急性等に対応しなければならないという状況もあります。

そういうところから考えますと、この例外規定というのはやはりそのまま設けておいていただいて、「等」というのが入るといろいろと恣意的にというお言葉もあるかもしれませんが、今、JICAからの説明にもあったとおり、恣意的にするというつもりはないということですし、当然、我々もそのようなことはないと考えておりますので、この例外規定は残しておいていただいたほうが、今後のガイドラインを進めるうえでもですけれども、案件を実施するうえでの迅速性という観点からも私は必要ではないかと思っております。

○原嶋座長 ありがとうございました。

ほかの委員の皆様、いかがでございましょうか。

日比委員、聞こえますか。

先ほどの保護区の現在のガイドラインの例外についてですけれども、これを修正ということ、重要な生息地が保護区になることが多いと思いますけれども、ちょっとそのロジックが整理されてないという印象があるんですけれども、もう1度お考えを、今、画面に出ていると思います。

○日比委員 承知いたしました。

事業は保護区の外でやることという別紙1の規定とそれから重要な生息地に著しい影響を与えないという、この二つによって基本的に自然生物多様性の配慮を担保するという建て付けになっているかと思えます。

ただ、保護区のほうは本来は相手国の法制度を尊重するというのが目的のもともとの趣旨になっているのかなと思うんですけれども、結果的にこの自然保護生物多様性の保全の、ある意味強力な歯止めとして機能してきたのかなと。というのは、重要な生息地の項目のほうは、重要な生息地がどうかということの特定がやはり困難さを伴うというところと、著しい影響を与えないということになっていて、事業の影響が全く排除されるものではないというところで、重要な生息地であっても事業の影響を与えることになる余地を残しているというのがこれまでの建て付けになっていたのかなと。

その中で、前回の運用の見直しにおいて保護区においては例外的にできますよという条件を設けたことになっているんですけれども、繰り返しになりますけれども、生物多様性の状況が非常に悪化している中で、これまでよりも保護に資する効力を強化するようなことをFAQも含めて、入れていくべきであろうと。

その中で、これまでは保護区と重要な生息地というのは二つ並列してあって、先ほど補完するような形でというふうにおっしゃってはいただいていましたけれども、見直しの段階において、重要な生息地の条件と保護区における例外規定をそれぞれ明確にしたということで、保護が強化された部分がある一方で、例外として保護区内あるいは重要な生息地において事業を進めやすくなったというところもあると思うんですね。

なので、その例外を全く認めないということはなかなか現実的に難しいということでもあるようなので、これまでよりは一段保護効果を強化できる方向で例外規定を厳しくしてはどうかと。

その中で重要な生息地というのは著しい影響を与えないというものが既にあるんですけれども、保護区の中でかつ重要な生息地であるという、二重で重要性がかかっている部分については事業を実施しないという一段効力を高めた状態に持っていくということによって少なくとも保護区という相手国が認めている、あるいは国際的な制度の中で認められているような地域とJICAの調査によって明らかになる重要な生息地というものが被さるところについては事業はしないという、つまり例外規定にはそのような地域は含まないというふうにはいかがですかと。あるいはしてくださいという、そういうご提案でございます。

○原嶋座長 ちょっと確認でございますけれども、極めて一般的には比較的重要な生息地が保護区として指定されるということが一般的なこととしては多いと思いますけれども、その場合には当然保護区でありますので、より厳しい、原則、開発で手を染めないという形で今のガイドライン、あるいは今後のガイドラインもそういう形で進めていこうということでございまして、重要な生息地

でかつ保護区という場合にはそういうふうになるかと思えます。ちょっと今最後のところのご趣旨、ちょっと私の方で咀嚼できないんですけれども、重要な生息地かつ保護区という場合、多くの場合はそうですね。重要な生息地が保護区とされていることが多いと思うんですけれども、重要な生息地のほうが保護区より多分広い場合が多いとは思いますが、両方重なった場合は、ということの場合には一般的には原則開発しないと、そういう形に現状、あるいは今後予定されているガイドライン、今の改定案ではそうなりますけれども、そこに、あるいはそれとも今挙げている例外そのものが問題だというご指摘なんでしょうか。

○日比委員 今の建て付けだと重要な生息地である保護区であっても、例外規定によって事業を実施することは全く不可能にはなっていないんです。できるんです、その要件を満たせば、重要な生息地であっても。その状態は排除すべきではないかと。

重要な生息地には著しい影響を与えないという項目はあるんですけれども事業は、実施できるんですね、今の建て付け、つまり今の提案していただいているものも含めた建て付けでは実施できるんですけれども、重要な生息地でかつ保護区にもなっているところは少なくとも事業は実施しないと、それは例外は認めないという形で保護の効果を高めることを考えてはどうですかと、考えてくださいというご提案です。

重要な生息地は保護区に一般的になっていることが多いとおっしゃいました。確かにそうなんですけれども、重要な生息地で保護区になっていないところも結構ありますし、逆に保護区なんだけれども重要な生息地ではないところもまた多いのも事実です。

例外規定が入ってきたもとの議論の一つの出発点というのは保護区なんだけれども、実はもう保護価値がないところがあるのに、そこをより効果的に開発効果を高めるために活用できるようにするべきではないかというような議論だったのかなと。実際、そういった案件もいくつか過去にあったと思うんですけれども、そういうことかなと思いますので、例外規定があること自体、全く駄目だということではないと思うんですね。

保護区であるけれども自然生態系への影響を及ぼすことなく開発効果をもし発揮できる場所や事業があるのであれば、それは許容されてもいいのかなと思うんですけれども、今のこの建て付けだと重要な生態系である保護区においても事業が実施できることになっているので、その状態は解消すべきではないかというご提案でございます。

○原嶋座長 今後予定されている改定案の下では、重要な生息地においては著しい改変がなければ開発ができるということになっていますので、保護区よりもより規制としては緩やかな場合が一般的には多いだろうと思えます。保護区のほうがより原則禁止で例外が非常に限られていますので、当然そういうある種の差を設けているわけなんですけれども、今の日比委員のご提案ですと重要な生息地についても原則開発するなという、そういった規定を、ということですか、ざっくりばらんにお聞きします。

○日比委員 違います、違います。個人的には、重要な生息地では開発しないほうがいいとは思いますが、そこまでは現実的ではないと思えます。しかし、少なくとも保護区の中の重要な生息地というのは開発しないということは明確にすべきではないか。その明確にする方法というのは、保護区内で例外的に事業が認められる条件を満たす場所の中に重要な生息地というものは含まれないということを明記すべきだということですよ。

重要な生息地の中で著しい影響を与えてはいけないという規定そのものについてはそのまま特にそこをいじるべきだということは今のところ申し上げておりません。

○原嶋座長 今回の前提ですと、保護区の中にさらに著しい、重要な生息地があるということで、その関係性はケースバイケースで一律ではなかなかない、国の制度によっても違ってきますので、日本なんかでも国立公園の中も何段階に分かれて、特別地域とか分かれていて、それをどういうふうにJICAのガイドラインで当てはまるか難しい問題があります。ちょっと一律ではないと思いますし、簡単に言うと、当てはめ方が違って来るので、ちょっと今日の日比委員のロジックはなかなかちょっと成立しにくいんじゃないかと思うんですけれども、そういう場合もあるとは思いますが。

○日比委員 いや、そんなことはないと思うんですけれども、おっしゃるとおり、この保護区の一つの難しい点というのは必ずしも生物多様性の観点から見て、保護すべき重要度に応じて保護区の重要度というのがその国の制度によって指定されているとは限らないという点があるんですよ。なので、そこは確かにそうなんです。

なので、保護区の規定だけで当然重要な生息地が守られるわけでもないんです。一方で、保護区に入っていない重要な生息地があるのもまた事実ですので、重要な生息地に甚大な影響を与えないという規定というのは極めて重要だというふうに考えるんです。

ただ今申し上げているのは保護区の中に当然重要な生息地に値するところとその条件を満たさないところというのはあるわけですね。その違いも各国の制度によってちゃんとそれを特定して保護区の中でゾーニングの仕方が違うこともあれば、もちろんそうになってないこともあるんですけれども、保護区というのはあくまで相手国の制度に基づくもので、そこにおける例外規定ということではあるんですけれども、JICAとしての少なくとも保護区の中で例外として事業をやる場合にも対象地域に重要な生態系は含まれないということは明確にすべきであるということをお願いしています。

なので、二つの違う網、しかも目的も違うものなので、きれいに整合するかと言えば多分しないと思うんですけれども、面的に考えたときにはそれほど難しくなく、重要な生息地があって、保護区があつてと、それが重なる部分については例外なく事業はしないということを明確にすべきではないかというふうに考えております。

○原嶋座長 もう1点だけ、時間があれですけど、保護区は重要な生息地が指定される場合が多くて、日比委員のようなご指摘ですと、保護区に本当に限定的な例外を設けたということがむしろ台無しになってしまう。台無しにしたほうがいい、そういうご意見もあるかもしれませんが、そもそも保護区でやむを得ずやるということを厳しく定めたそのものが効果がない、意味のない文章になってしまう可能性がかなりあると思うんですけれども、いかがですか。

○日比委員 そこは多分それを明確にその可能性がどれだけあるかというのは実際にどれだけの重なり具合になっているかというデータをしっかり検証すべきだとは思いますが、これは私の普段の業務での経験からの感覚的なことにはなってしまうんですけれども、必ずしも保護区だからといって全て、重要な生態系かと言うと、必ずしもそうでもないということは言えるかだと思います。

また、多くの保護区には必ず、例えば管理用の建物が建っていたりとか、あるいは周辺の、保護区のすぐ外の開発が進んでしまったので、本来バッファである部分も開発されてしまった結果、保護区の中の生態系の劣化が進んでしまって、回復できないくらい劣化しているというケースも残念

ながらあるのも事実かと思えます。

そういう場合においては、であればより開発効果を高めるために事業対象地とすべきという判断自体はあり得るのかなというふうに思うんですけども、あくまでも重要な生息地でかつどのようなもとの考え方にしろ相手国の政策によって保護すべき地域に指定されている地域と、科学的に見て極めて重要だというところが重なる地域というのは開発の影響を排除すべき地域というふうに認めてもいいんじゃないですかと。

これまで、少なくとも例外規定がない場合には保護区においてはもう実施しないと言っていたところのうちの重要な生息地というところはその精神を生かして、例外なくその地域は保護されるとまで言えるかはわからないですけど、JICAの事業は実施しないということは明記してもいいんじゃないかなと。

それはこの例外規定の中に、6番目というんですか、1節に加えて事業対象地にJICAのガイドライン上で認める重要な生息地は含まれないこと、というものを入れたらいいのではないかということです。

それがどれだけ、この例外規定の意味をなくすところまでいくかどうかと言うと、多分そんなことにはならず、もともとこれを入れた目的というのは、大部分は満たされるのではないかなと、これは感覚的なところになりますけれども、というふうには考えるんですけども、確実に重要なところというのは、重要でかつ保護がかかっているというのは明確に開発対象から外すべきではないかなというふうに考えている次第です。

○原嶋座長 ありがとうございます。

鈴木委員、聞こえますか。お願いします。

○鈴木委員 今のお二人の議論に関連して、ちょっと私が介入していいものかどうかわからないんですけども、日比委員のおっしゃることはある意味よくわかるんです。保護地域といっても全てが全て保護されるというよりはバッファでやるような地域もあって、それらを本当に全部開発行為をやっちゃいけないと言っているのかなというのはちょっと気にはなっていたんですが、今、示されている規定というのは、保護地域である限りは基本的にはもう開発行為に着手しちゃいかんよということを規定していて、それに対しての現実的な例外だけをここに書いているようです。それを座長は指摘しているわけであって、日比委員のおっしゃるように書くと、例外行為の部分が拡大解釈をされるような可能性というのをむしろ有しているんじゃないだろうかと懸念します。

これは開発する側にとってはむしろいいことなのかもしれないんですけども、現在はこの特別な例外規定以外はおよそどういふ地域であっても保護区域の中であっては開発行為をしてはいけないということになっています。それに対して、特記事項としてこの部分は特にいけませんよと書くことによって、それ以外の地域については反対解釈が可能になって、それ以外の地域についてはできる可能性があるんだということを示唆することにもなりかねないので、そういう意味ではなるべくより保護しようと、生態系を保護しようという観点であれば、現在示されている規定のほうがより強い規定になるんじゃないかなと思うので、ちょっと参考意見として申し上げさせていただきました。

以上です。

○原嶋座長 ありがとうございました。

それでは、ほかの委員の皆様、今、主には3つのポイントについて最終的な議論をさせていただいております。いずれでも結構でございます。いくつかご意見を頂戴しておりますけれども、ご意見があれば遠慮なくここでご発言をいただきたいというふうに思います。

傍聴者の方でも結構ですので、サインを送ってください。

木口委員、先ほどの81ページのところですけれども、いくつかJICAの側からもご説明がありましたけれども、一定程度のご理解はいただけたかどうかということですので、いかがでしょうか。

木口委員、あるいは田辺委員でも結構ですけれども。

○木口委員 最後に出た波多江さんの意見に同意するところではあるんですが、ご検討を続けていただければと思っております。

以上です。

○原嶋座長 田辺委員、いかがですか。

○田辺委員 例外規定については恣意的な運用はしないという覚悟みたいなものは今の発言の中で感じ取れたかなと思いますので、それをもって納得というところまでいかないですが、一定の理解はしました。

以上です。

○原嶋座長 ほかにいかがでございましょうか。

主には3点でございますけれども、全体を通じましてご意見を頂戴したいと思いますけれども。

それでは、念のための確認になりますけれども、現在、3つの文章について議論をしていただいております、JICAの環境社会配慮ガイドラインの改定案、そしてJICAの異議申立手続要綱の改定案ということで、ガイドラインについては1か所修正をするということをもって、今、お手元の文章の改定案ということで、委員会としてのコンセンサスという形にしたいというふうに考えておりますけれども、ご異議ございませんでしょうか。まずこの点を確認させていただきたいと思いません。

繰り返しますけれども、現在、JICAの環境社会配慮ガイドライン改定案および異議申立手続要綱の改定案が二つ文章がございまして、ガイドラインについては26ページの1か所についてご指摘の点の修正をしたうえで、委員会としてのコンセンサスという形にしたいというふうに考えております。

いかがでございましょうか。

特にご異議がなければ、そういう形で、一旦ここで確定をさせていただきたいと思いません。

併せまして、もう一つ、ガイドラインについては先ほど繰り返し申し上げておりますとおり、従来のFAQを正式にガイドラインの中に位置づけるということのご提案を承りまして、その内容を拡充する。既存のものについて、従来に加えて新たに新しい内容として、今、お手元にFAQ一覧という形でまとめたものを加えたうえで改定するよう答申するといえますか、JICAの側に委員会として要請するという形を考えております。この点について、今、1点、文章の若干の修正のご提案がありましたけれども、それを踏まえてこのFAQ一覧を委員会のコンセンサスとして取りまとめたいというふうに考えておりますけれども、いかがでございましょうか。

それでは、特にご異議がなければ、本委員会、これまで11回にわたりましてご議論いただきまして、そういったプロセスそのものが重要な成果だと思っておりますけれども、具体的なミッションといい

ますか、任務としてガイドラインの改定および異議申立手続要綱の改定案というものを作り上げるということでございますので、本日コンセンサスをいただいた形で委員会の成果としてJICAの側にお答えとして要請するという形をしたいと思っております。

鈴木委員、どうぞ。

○鈴木委員 すみません、ちょっと1点だけ、さっき手を挙げたつもりだったんですけど、うまく挙がらなかったみたいなので、1点だけ確認ですけれども、ガイドラインで1点の修正だけというお話がありましたが、それは17ページで、今日、JICAのほうからお話があった修正点を含めないで1点という、17ページについては修正をするという理解でよろしいですね。ちょっとその点だけ念のために確認したいと思います。

○原嶋座長 加藤さん、ちょっともう1度確認をお願いします。

○加藤 鈴木委員、ご指摘ありがとうございます。JICA審査部、加藤です。

今、座長からご説明あったところは別紙7のところに「協議」を加えるところでございます。併せて鈴木委員からリマインドいただきありがとうございます。冒頭に私から説明申し上げましたとおり、17/89ページ、先住民族の規定のところ「説明が行われていることが望ましい」という点を「行われるものとする」という記載に修正することも併せて行いますので、その2点でございます。

ありがとうございます。

○原嶋座長 大変申しわけございませんでした。今の2点ということでございます。申しわけございません。訂正します。

鈴木委員、よろしいでしょうか。

○鈴木委員 はい、結構です。

○原嶋座長 どうも申しわけございませんでした。

それでは、これまでの11回、そして本日の議論、パブリックコメントを踏まえまして、プロセスそのものが重要な成果でありますけれども、具体的なアウトプットとして3つの文章を取りまとめさせていただきました。

ありがとうございました。

今後、これがまたいろいろな手続を経まして、正式なものとして実施段階に移ってまいります。そういったことの段取りについてまた後ほど事務局からご説明していただきますけれども、併せて細かい「てにをは」を含めた微調整がこれから多少は出てくるかと思っておりますので、そういったことについては事務局を信頼して、また事後ご報告をいただくということで、その点は若干のご容赦をいただきたいというふうに考えております。

何かここまででご意見、あるいは今後の段取りも含めてご質問がありましたら承りますけれども、いかがでございましょうか。

これまでご発言をいただいておりますのは、小林委員、柴谷委員、杉田委員、杉本委員、持田委員ですけれども、そのほかの委員の皆様含めてご発言ありましたら、今、頂戴いたしますけれども、いかがでございましょうか。

○小林委員 小林です。よろしいでしょうか。

直接ガイドラインとは関係ないんですけど、先ほど日比さんが言われていたことも踏まえると、

今後のガイドライン運用においても、世銀とかMDBsのガイドラインとJICAのガイドラインにギャップがないようにしていくことがやっぱり重要じゃないかと思っておりますので、このガイドラインに書くというのはちょっとなかなか難しいんですけども、そういうコミュニケーションがJICAとそのMDBsにスムーズにできるような形で、ちょっとJICAのほうで工夫していただいて、必要であれば我々リリース等で協力して、そこをうまく、ギャップがなるべくないような形にしたいと思っておりますので、その点ちょっと、ガイドラインの運用の面でちょっとそこら辺、話を、そういうことをちょっとJICAさんのほうに検討していただいて、必要であればこちらのほうで開発機関課のほうにちょっと相談しますので、その点だけご留意いただければと思います。

○原嶋座長 どうもありがとうございました。

ほか、ございますでしょうか。

いずれにしても、ガイドラインが改めまして新しく実施に移されますけれども、いずれにせよ今後も引き続き継続的な改善ということで、少なくとも公式には5年後の中間見直し、10年後にはまた改定ということです。10年後の日本の開発協力政策がどういう形になっているか、ちょっと私にはそれを予測する能力はありませんけれども、どんどん継続的な改善は続けてまいりますし、実施ということがこれから行われてきます。私の個人的な関心では、例えばミティゲーション・ヒエラルキーというものが現場でどういう形で実施されていくのかということが非常に関心に思っております。そういったところでまた新しい課題といいますか、取り組みが始まってまいりますので、それぞれのお立場でご協力をいただきたいというふうに存じます。

ほかございますでしょうか。

それでは、大変長い時間、ありがとうございました。12回にわたりましてお忙しい中ご参加をいただきまして、コロナ禍ということで大変な制約の中でご負担も多かったと思います。与えられたミッションといいますか役割は一定の形で果たせたのではないかとこのように考えております。

具体的に、今日、コンセンサスをいただいた文章を委員会の成果としてJICAの側にお渡しするというので進めさせていただきたいと思っております。

今後の事務的なことも含めて、事務局から少しご説明をお願いします。

○柿岡 事務局、柿岡でございます。

先ほど、座長から言及いただきましたスケジュールについて補足させていただきたいと思っております。

今後、本日までご議論いただいた内容を踏まえまして機構内の手続を進めさせていただき、12月ないしは1月頃の公布を目指して準備を進めていきたいと思っております。

その後、順調に手続が進んだ場合でございますけれども、3か月ほどの周知期間を踏まえまして、4月頃発効を目指して手続を進めていきたいと思っております。また、FAQについても同様に手続を進めていきます。これまでのご尽力を改めて感謝を申し上げます。

スケジュールについては以上となりますが、委員の皆様から特にご質問等なければ、よろしいですか。

○原嶋座長 今後の進め方については、今、いただいたとおり。質問ですけど、日本語もなかなか細かいところで「てにをは」があると思っておりますし、英語と日本語というものをどうやってフィックスしていくのか、英語もなかなか大変だと思うんですけども、そういうのはどういう段取りといいますか、ということと、あとFAQを多分直していただくということをお願いするわけですけど

も、今回、直すべきということで、今後またいろいろ出てくるとは思いますけれども、FAQというのはまたどの段階でどうフォーマライズされていくのかという、若干そのあたりの段取りについて、今、予定されているところ、あるいは可能な範囲で教えていただけますか。

○柿岡 ガイドライン、異議申立要綱、和文、英文とも同じタイミングでセットすべく準備を進めてまいりたいと思っております。

また、FAQにつきましても可能な限り同様なスケジュールで進められればと思っております。

以上です。

○原嶋座長 今、進め方といいますか段取りについてご説明がありましたけれども、何かご質問や確認ございましたらいただきますけれども、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、JICAの側からご挨拶をお願いしてよろしいでしょうか。

○安藤 JICAの企画部長をしております安藤です。

原嶋先生、それから委員の皆様、本当に長い時間をこの改定作業のご議論に充てていただきまして本当にありがとうございました。

今回の改定、2018年から3年半にわたってレビュー調査、それから助言委員会での議論、そして諮問委員会ということで3段階、いろいろ時間とそれから議論を積み重ねてきてやってきたということだと思います。

今回の諮問委員会も当初は1年でやらせていただきますという目安としてお示しをさせていただいてスタートしたわけですがけれども、非常に議論が活発で1年を越えました。しかし、その中で、しっかり議論としてまとめていただいたということで、大変感謝をしているところでございます。

また、今年7月から8月にかけてパブリックコメントのご協力をいただいた皆様にも感謝申し上げます。ガイドライン、それから異議申立手続要綱、両方合わせれば300件以上のコメントをいただきました。前回の最初のガイドライン策定のときにいただいたパブリックコメントが56件だったということに比べますと、国民の皆様、そして関係者の皆様の関心が非常に高いというであり、ガイドラインの重さというものを改めて感じた次第でございます。

今回のガイドライン改定案では、いろいろ重要なことをご提言していただいたという認識をしております。温室効果ガス総排出量の推計を追加する、ステークホルダーの協議や苦情処理メカニズムをきちんと深く記述していく、FAQをしっかり位置づけてその中身を充実させていくなどです。

異議申立手続要綱改定案につきましても、申立期間や調査期間の変更に加えて、申立人が利用しやすいアクセシビリティの高い要綱案となったと理解しております。本当に重要なご提案をいただいたと思っております。

諮問委員会は合計12回ということで、非常に有意義なご議論だったと思います。JICAがビジョンとして掲げております「信頼で世界をつなぐ」という理念の下で事業を進めていくに際して、ガイドラインあってこそその信頼だということを改めて思いました。

様々なご意見があり、当然意見はそれぞれの立場で違いますので、そこが一つの案にまとまるということは大変なプロセスだというふうに思っております、原嶋先生がおっしゃっていただいたとおり、プロセスにも非常に大きな意味があったんだと思います。

今回、まさに本日も議論になりましたし、先ほど座長のほうからもお話があったとおり、5年後

の運用見直しというのがやはり重要なんだなということを改めてJICAとしても認識致しましたので、そこはしっかり対応していきたいというふうに思っております。

最後に改めまして、今回コロナ禍で会議の運用が大変難しかった部分もあった中で、委員の皆様、傍聴される皆様にも非常に、時にはフラストレーションになる部分もあったかもしれません。そういう中で本当にしっかりとした議論をしていただいたということに対しまして、原嶋先生、そして委員の皆様にも心より感謝を申し上げ、私のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。
○原嶋座長 ありがとうございました。

最後になりますけれども、委員の皆様、場合によっては傍聴者の皆様でも結構でございますけれども、今後、JICAが環境社会配慮の面で、何か期待することなど含めて、ご発言がありましたら時間の許す範囲で頂戴いたしますので、サインを送っていただけますでしょうか。

それでは成果品については若干修正したものを一応それは送っていただけますでしょうか。

○加藤 承知いたしました。

○原嶋座長 それでは、大変長い時間、ありがとうございました。

最後になりますけれども、本当にご発言ありましたらいただきますので、ちょっとリモートでやりにくいところがありますけれども、サインを送っていただけますか。

鈴木委員、どうぞ。

○鈴木委員 すみません。最後になりましたので一言だけお話をしたいと思うんですけれども、環境の世界というのは皆さんご存じのように日進月歩で、日比さんたちからもお話があったように、気候変動の世界も生物多様性の世界も日々これ進展していて、世の中の情勢は変わりつつあるので、そういった中であって、例えば石炭火力などについても随分議論がありましたけれども、結局、石炭火力は支援はしないという方向性というのは固まってきているように、どんどん新しい知見に応じて対応していくことが必要になると思います。

そういった意味で、FAQ等を含めて、新しい世界の情勢の変化に応じて、フレキシブルに対応を進めていっていただけるといいのかなというふうに思っています。

私自身、もっと気候変動の話とか突っ込んでいただきたいなと思う部分もありましたけれども、それは世の中が変わっていく中で、適切に対応していただければいいのかなということで、それ以上申し上げませんでした。

このガイドラインの精神というのはやはり実際に影響を受ける人たちが困らないようにすることが基本的な精神なので、その精神に則ってうまく運用していただけたらありがたいなと思います。そういった形での柔軟な対応というものに期待をしているということを最後に述べさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○原嶋座長 ありがとうございました。

ほかの委員の皆様、黒木委員、どうぞ。

○黒木委員 オリエンタルコンサルタンツグローバルの黒木です。このたびはコンサルタントもこういった諮問委員会の中に入って議論させていただいて大変ありがとうございました。

これからガイドライン本体ができたということで、これを実施に移す、最先端に行って活動しなければいけないのはきっと我々になると思いますので、これを具現化するための例えばカテゴリB

執筆要領なんかも改定されると聞いておりますので、そういったところでいかにこれを具体的に実行するかということも含めて、今後ご相談、またこれを本当に意味あるガイドラインの改定として思っておりますので、引き継ぎよろしく願いいたします。

ありがとうございました。

○原嶋座長 どうもありがとうございました。

ほかはいかがでしょうか。本当に遠慮なくサインを送ってください。

傍聴者の皆様でも結構です。

織田委員、どうぞ。

○織田委員 織田です。ありがとうございました。

このたび本当に座長はじめJICAの皆さんもとても丁寧な資料を作ってください、議論できるようにして下さったことに感謝申し上げます。それから、ジェンダーというあまりメジャーじゃない言葉も含めていただきまして、これも感謝しております。

何度も話がありましたように、このガイドラインだけで完結するものではなく、JICAのほかの事業とも関係すると思います。こういうガイドラインがあって、議論が行われて、その中には社会配慮、特にジェンダーのようなものも含まれるということをごひまた今後ほかの分野の方にもお知らせいただいて、JICAの活動としてこういうふうな広がりを持った活動をしているということにご利用いただければと思います。私もまた市民社会の人々にこういう、日本のODAではこういうふうに広い活動をしているということをごひまた機会を見てお知らせしたいと思っております。

感謝申し上げます。ありがとうございました。

○原嶋座長 どうもありがとうございました。

ほかはいかがでございましょうか。

田辺委員、いかがですか。

○田辺委員 ありがとうございます。せっくなので、いろいろこの委員会の中では手厳しい提言もさせていただいたかと思うんですけども、終わっていろいろ全体を眺めてみると、非常にしっかりと意義のある改定ができたかなと実感しております。

運用が大事ですので、引き続き私は助言委員として、この運用にも関わっていきたいと思っておりますので、しっかりとした運用をごひよろしく願います。

以上です。

○原嶋座長 木口委員、どうぞ。

○木口委員 皆さん、本当にありがとうございました。特に事務局の皆さんには丁寧に対応していただき、傍聴の件ですとか、ほかの方の関与に関してもご配慮いただき感謝しております。

座長はじめ多くの皆さんのお力でこれだけのものがまとまったということで、ガイドラインの改定に関わるのは初めてだったので、いろいろとこちらは慣れないこともありましたが、本当にいい機会だったと思いますし、合意形成のプロセスに参加できて非常に勉強になりました。本当にありがとうございます。

引き続き運用のほうでよろしく願います。

○原嶋座長 ありがとうございました。

ほかはいかがでございましょうか。

角田委員、どうぞ。

○角田委員 外務省の角田でございます。

原嶋座長、委員の皆さん、それから事務局の皆さん大変お疲れさまでございました。それから、傍聴の方々、パブリックコメントをいただいたの方々、非常に有意義な意見をいただきましてありがとうございました。

私の個人的な話になってしまっていて恐縮なんですけれども、今もODAの部署にいて、過去もいたことがあって、それから在外公館でもアフリカを中心に仕事をしてきて、ODAと携わってきました。今回、初めてガイドラインの改定という作業に携わらせていただいて、環境社会配慮の重要性はすごくよくわかるんですが、一方で、開発協力大綱にあるとおり、人間の安全保障を踏まえた貧困の削減等、国際社会全体の中にはまだまだ開発のニーズがある。そういう中でどうやってバランスを取って開発のお手伝いをするのか、環境を守っていくのか、社会を守っていくのかというのは非常に難しいテーマだなというふうに改めて感じました。

引き続きODAの仕事に携わらせていただくことになると思いますけれども、私個人としても非常に勉強になりまして、今後とも自分の仕事のうえでもこの経験を踏まえて、しっかりと携わっていきたいと思っております。

ありがとうございました。

○原嶋座長 ほかはよろしいでしょうか。

それでは、大変長い時間ありがとうございました。

これをもちまして、JICA環境社会配慮ガイドラインの改定に関する諮問委員会を終了させていただきます。

どうもありがとうございました。(拍手)

16:47 閉会